

## 議 事 日 程

平成24年8月20日（月曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

専第9号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第4号）

専第10号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）

日程第4 議案第52号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第5号）

---

### 出席議員（7名）

1番 村 雲 辰 善

2番 桂 川 一 喜

3番 樋 口 春 市

4番 服 田 順 次

5番 今 井 保 都

6番 安 倍 徹

7番 安 江 祐 策

---

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 安 江 眞 一

教 育 長 安 江 雅 信

参 事 安 江 弘 企

会 計 管 理 者 安 江 誠

総 務 課 長 松 岡 安 幸

村 民 課 長 安 江 清 高

産 業 建 設 課 長 小 池 毅

教 育 課 長 安 江 良 浩

国 保 診 療 所  
事 務 局 長 安 江 宏

---

### 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局  
書 記 今 井 修 輔

◎開会及び開議の宣告

○議長（安江祐策君）

ただいまから平成24年第2回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江祐策君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 村雲辰善君、2番 桂川一喜君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（安江祐策君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

---

◎承認第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第3、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、専第9号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第4号）から、専第10号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）までの2件を専決処分関連により一括して議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成24年8月20日提出、東白川村長。

記1. 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第4号）。2. 平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）でございます。

1枚めくっていただきまして、専第9号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第4号）。平成24年度東白川村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179万7,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,280万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成24年7月9日、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正並びに5ページの事項別明細書の総括の説明を省略させていただきます。7ページをごらんいただきたいと思います。

7ページの2. 歳入。18款1項1目繰越金、補正額179万7,000円、前年度繰越金でございます。

次に、8ページへ行っていただきまして、3. 歳出。4款1項4目保健福祉センター費、補正額42万円、保健福祉センター費でございます。施設の修繕料となっておりますけれども、保健福祉センターの玄関の自動ドアが故障をいたしまして、自動ドアの両引きのエンジン、それからセンサースイッチなど一式を取りかえるものでございます。

それから5目の環境対策費、38万7,000円の補正でございます。環境総務費の簡易水道特別会計への繰入金でございます。これにつきましては県が行います県道の舗装工事に伴いまして、水道の仕切り弁の仕切り弁きょうといたしますか、その高さの調整をする工事の部分でございます。大口から南北橋の間の舗装工事にかかったものでございます。

それから11款1項2目林業用施設災害復旧費、補正額が99万円。林道施設災害復旧事業、これは7月6日の豪雨の部分でございますが、99万円でございます。

一番下のところに土砂排除の機械の借り上げ料60万がでございます。高畑林道などの土砂の排除のための機械の借り上げ料、それとその上の委託料につきましては、調査設計の委託料でございます。あと、それに係る事務費を専決補正させていただきました。

以上でございます。

#### ○議長（安江祐策君）

村民課長 安江清高君。

#### ○村民課長（安江清高君）

専第10号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）。平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,986万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成24年7月9日、東白川村長。

2の第1表 歳入歳出予算補正は朗読を省略させていただきます。5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表も朗読を省略させていただきます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入。2款1項1目一般会計繰入金、補正額38万7,000円。一般会計からの繰入金でござい

ます。

8 ページですが、3. 歳出。3 款 1 項 1 目施設維持管理費、補正額38万7,000円。施設維持管理費の工事請負費、施設整備工事になっておりますけれども、先ほど総務課長が説明いたしましたように主要地方道下呂・白川線の大口から柏本地内の災害復旧工事というか、凍上災の舗装工事が行われましたけれども、それに伴う支障物件の移転工事申請書というのが可茂土木事務所長から参りまして、仕切り弁のマンホール2カ所が舗装の区域に入りまして、高さ調整が必用になるということで、その工事について専決して予算補正をさせて、対応させていただきました。

以上でございます。

**○議長（安江祐策君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、専第9号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第4号）から専第10号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）までを一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、専第9号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第4号）から専第10号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）までの2件は、原案のとおり承認されました。

---

**◎議案第52号について（提案説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（安江祐策君）**

日程第4、議案第52号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

**○総務課長（松岡安幸君）**

それでは、議案第52号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第5号）。平成24年度東白川村

一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ632万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,912万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成24年8月20日提出、東白川村長。

2ページの第1表、それから5ページの事項別明細書の1の総括の説明を省略させていただきまして、7ページをごらんいただきたいと思います。

7ページの2. 歳入。17款1項15目ふるさと思いやり基金繰入金、補正額が350万円。思いやり基金からの繰り入れでございます。

18款1項1目繰越金、補正額282万4,000円。前年度繰越金でございます。

次に8ページへ移っていただきまして、3. 歳出。3款2項2目認可保育所費、補正額632万4,000円。みつば保育園の改修事業でございます。

工事請負のところ、1つは保育園の改修工事ということで121万円でございます。こちら辺につきましても、現在発注しておる工事の防球ネットの高さを2メートルから3メートルへ変更するなどの工事の増加でございます。

それから未満児室の拡張工事につきましては、先般6月の全協で御説明しましたけれども、未満児室の改修を行うというものの工事費でございます。それに伴う委託料で、設計監理の委託料もここで計上させていただきます。以上です。

#### ○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 桂川一喜君。

#### ○2番（桂川一喜君）

今回の支出についてと歳入についての、歳入の部分のふるさと思いやり基金の繰入金についてなんですが、先般の定例会の折に村長の思い等を伺っていますので、それに伴ってふるさと思いやり基金をこういう形で使われるということは承知はしているんですが、村における寄附金等の扱いについて、もう1点疑問を感じていますので、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

例えば今回の事業ですと、この繰入金があろうがなかろうが同じように支出が予定されていたものなのか、仮に繰入金があることによって予定よりもいいものができたとか、例えばこの繰入金がきっかけとなってできた等々、あれがないと、例えば今回のことですと、これがあろうがなかろうが当然これはやりましたと。その場合、ただ単に収入を差しかえることによってこの繰入金が使われたというだけでは、ひょっとしたら寄附をなされた、ふるさと納税をされた方の本当の思いというのが正しい形で使われているかどうかということに対して一部疑問を感じる点がありまして、本来ですと、例えばことしやる予定がなくて、もう少し財源を確保してからやろうと思っていたこと

が、この繰入金があったことによって前倒しになりましたとか、規模が本来もう少し小規模であるものが、この繰入金のおかげで大きい規模になりましたとか、本来ですと当分の間やる予定がなかったのに繰入金のおかげでやることができましたとか、ある意味、出された方に対する直接的な感謝の意味を、もう少し意味を持たせるような形の使用 방법이本来ないだろうかとちょっと懸念する場合、ちょっとこれでもう1回この質問をまとめさせてもらいますけれども、歳入のふるさと思いやり基金があるかないかということと、支出との関連性があったのかなかったのかについて、少し御説明をいただきたいと思います。

○議長（安江祐策君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

未満児室の改修は、村民の皆様からの御要望というか、そのニーズに応えるために改修するものです。そこへたまたま皆様からいただいた思いやり基金の中で、将来、ふるさとの未来を託す子供たちの教育とかそういう部分に使ってくださいよとって御寄附をいただいたものがございました。ある程度お金がまとまったときにある事業に充てないと、小さな、例えば1万、2万寄附をいただいて、すぐそれを使っていたんではいいものがないということで、今回、たまたまこの保育園の改修という事業がありましたのでそこへ充てさせていただいて、皆様の善意というか、それをここで一つ形にしたいなということで財源に充てさせていただいた所存でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

実は、この思いを無駄にしないという点につきましては、非常に僕も同意をしまして、せっかく預かっている皆さんの思いを、決してそのまま棚に上げて放っておくことなく有効に利用するという意味においては、まことに僕も賛同している部分ですが、本来ですと、実はそのおかげで何かできたという意味においては、まだ少し足りないような気がしますので、今後、こういう皆さんからいただいた寄附というものをただ単に財源補正に使うのではなくて、新たな事業を推し進める原動力になったというような形での使用が積極的に行われると、今度寄附をなされる方も、よし、寄附をすることによって村が変わっていくんだという、そのような積極的な寄附という行動に変わっていかないかなというのを期待する思いで、今後、そのような方向のものを見直していただけないかということ、質問という形でもう1回ぶつけさせていただきたいと思います。

○議長（安江祐策君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

今の桂川議員さんの質問の意図につきましては、重々私どもも認識をしながら進めさせていただきたいと思っております。

今回の工事につきましては、先ほど総務課長がお答えしましたように、一つの未満児室の環境整備という必要性が社会的にも時代的にも生じてきたというところですが、ちょうどそこに皆さんからの思いの中で、教育分野や次代を担う子供たちのためにお使いくださいというふるさと納税の資金がありましたので、本来ですとそれない場合には、ひょっとすると規模がもう少し縮小されたり、あるいは次年度で考えようかとかという部分があろうかと思えますけれども、そのふるさと納税基金の部分があったおかげで、今の工事の続きの中で早目に対応ができたという考え方をいたしております。

したがって、工事ができた暁にはそれらのことを踏まえて、また現状の写真ですとか、あるいは職員の気持ちを込めたお礼状を出させていただく等の報告も含めた形になろうかと思えます。今後、そういった事業もほかにも出てくるかと思えますけれども、まだ御指導ともよろしく願いをいたします。

**○議長（安江祐策君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号 平成24年度東白川村一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

---

**◎閉会の宣告**

**○議長（安江祐策君）**

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。平成24年第2回東白川村議会臨時会を閉会します。

午前10時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員